

■マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策管理体制

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、リスク統括部を統括部署、リスク統括部担当理事を統括責任者として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適正に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に関する基本方針

①マネー・ローンダリング等防止への取組み

時々変化する国内外情勢がもたらすマネー・ローンダリング等のリスクの存在を認識し、これを適時・適切に特定・評価し、適切な防止措置を講じます。

②お客さまや取引の調査

当金庫は、個々のお客さまや取引にかかるマネー・ローンダリング等のリスクに応じた調査を行います。調査の結果、リスクを許容できないときは取引をお断りします。

③適切な業務運営

関係法令等に則り、取引時確認、取引記録の保存、疑わしい取引の届出のほか、マネー・ローンダリング等の防止のために必要な業務運営を適時・適切に実施します。

④役職員の研修

全ての役職員を対象に、マネー・ローンダリング等の防止に関する研修を継続的に行い、役職員の知識、能力を向上させ、マネー・ローンダリング等の防止に当金庫一体となって取り組みます。

⑤継続的な有効性の検証

マネー・ローンダリング等の防止措置の有効性や適切性に対する検証を継続的に実施し、検証結果を踏まえ、適切な改善措置を講じます。

■マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策管理体制

